

2024年7月

島嶼地域（伊豆諸島、小笠原諸島）にお住まいのお客さまへ
電気最終保障供給約款でご契約のお客さまへ

東京電力パワーグリッド株式会社

電気・ガス料金支援における当社の対応について

（1）概要

当社は、6月21日の岸田内閣総理大臣記者会見において、「酷暑乗り切り緊急支援」として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべてのお客さまに迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

本要請を踏まえ、燃料費調整単価または燃料費等調整単価については、国が定める値引き単価を差し引いた単価といたします。値引きの適用に際しまして、お客さま自身でのお手続きは不要です。

毎月の値引き単価については請求書等にてお知らせいたします。

（2）対象となるお客さま

島嶼地域（伊豆諸島、小笠原諸島）にお住まい（離島等供給約款[低圧用]、離島等供給約款[高圧用]でご契約）のお客さま、および電気最終保障供給約款でご契約のお客さまが値引きの対象となります。

※ 特別高圧にて電気のご契約をいただいているお客さまは、本値引き措置の対象外です。

（3）適用期間

2024年8月ご使用分から2024年10月ご使用分の電気料金（2024年9月分から2024年11月分としてご請求する電気料金）に適用いたします。

※ 毎月の検針日が1日（計量日1日）のお客さまについては、2024年9月から2024年11月ご使用分までが対象となります。

（4）国が定める値引き単価

- 2024年8月ご使用分から2024年9月ご使用分^{*1}の電気料金（2024年9月分から2024年10月分としてご請求する電気料金）に対する値引き単価
【低圧】4.0円/kWh（税込）

【高圧】2.0円/kWh（税込）

- 2024年10月ご使用分^{※2}の電気料金（2024年11月分としてご請求する電気料金）に対する値引き単価

【低圧】2.5円/kWh（税込）

【高圧】1.3円/kWh（税込）

※1 毎月の検針日が1日（計量日1日）のお客さまについては、2024年9月から2024年10月ご使用分が対象となります。

※2 毎月の検針日が1日（計量日1日）のお客さまについては、2024年11月ご使用分が対象となります。

- 定額制をご契約のお客さまの値引き単価

・定額電灯および公衆街路灯A

（1月につき）

		令和6年9月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年10月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和6年11月の料金に係る計量期間等
電 灯	10ワットまでの1灯につき	15円54銭	9円71銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	31円07銭	19円42銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	62円14銭	38円84銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	93円22銭	58円26銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	155円36銭	97円10銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	155円36銭	97円10銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	46円40銭	29円00銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	92円81銭	58円01銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	92円81銭	58円01銭

・臨時電灯A

(1日につき)

	令和6年9月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年10月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和6年11月の料金に係る計量期間等
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円25銭	78銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円50銭	1円57銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円50銭	1円57銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	25円04銭	15円65銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	25円04銭	15円65銭

・臨時電力

(1日につき)

	令和6年9月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年10月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和6年11月の料金に係る計量期間等
契約電力1キロワット1日につき	26円32銭	16円45銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	13円16銭	8円23銭